



# 新たな計画等(素案)にご意見をお寄せください

## 区のホームページから閲覧・提出ができます

区では、区政への区民参加の促進及び区政の透明性の向上のため、「区民意見提出手続(パブリックコメント)」を実施しています。

区民生活に広く影響のある区の主要な条例や計画等を制定・策定する際に、素案等の段階で区民の皆さんからのご意見等を募集し、制定・策定にいかすとともに、集約したご意見等と区の方考え方を公表しています。

### 1 世田谷区一般廃棄物処理基本計画(素案)

環境に配慮した持続可能な社会の実現に向け、ごみの減量と資源分別の取組みなど、一般廃棄物処理の基本的な方針について定める計画です。

#### 計画の背景・課題

社会経済情勢の変化に伴う課題を踏まえ、区民・事業者・区の協働により日常行動やビジネススタイルの行動変容を促進し、さらなるごみの減量と資源循環を推進します。

#### 【主な課題】

- 若年層・単身世帯・転入者などへのより効果的な情報発信
- プラスチックの発生抑制と資源循環による持続可能な地域社会の実現
- リチウムイオン電池などの不適正排出対策
- 災害時を想定した廃棄物対策
- 清掃関連施設の老朽化や労働力不足を見据えた安定的な事業継続 など

#### 計画に基づく主な取組み

- ①区民・事業者・区の協働による発生抑制  
ごみのさらなる発生抑制に向け、区民・事業者の参加と協働により、子育て世代への重点的なアプローチやデジタル技術の活用なども進め、より波及効果の高い啓発に取り組みます。
- ②多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現  
持続可能な形で資源を有効利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を進めるため、区民の日常行動やビジネススタイルの行動変容を促すことにより、ものを捨てずに再び使用するリユースや、可燃・不燃・粗大ごみのさらなる分別と資源化を推進します。
- ③廃棄物の適正処理の推進  
安定した収集事業の継続のため、より効果的・効率的な収集体制や組織の構築を進めるとともに、拡大生産者責任の原則に基づき、さらなる適正排出の推進に取り組みます。

区民・事業者・区の協働によりさらなるごみの減量と資源循環を推進するための取組みについて、ご意見等をお寄せください。

☎清掃・リサイクル部事業課(〒156-0043 松原6-3-5 ☎6304-3297 📠6304-3341)

### 2 世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)(素案)

子どもが安全・安心に健やかに成長できるよう、子どもと子育て家庭を支える支援の充実を図るための計画です。

#### 計画の背景

2年4月に児童相談所を開設し、児童虐待防止に取り組んでいますが、児童虐待相談件数の増加等を踏まえ、さらなる支援の充実を図ります。

#### 計画の理念

子どもが権利の主体として、置かれた環境や経験にかかわらず、安全・安心に健やかに成長できるよう、地域社会全体で支え育み、「子どもが自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生きることができるようまち・せたがや」をめざします。

#### 中間見直しのポイント

- 子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、家庭の養育支援や環境改善に取り組めます。
- 代替養育※を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境で養育されるよう、里親等への委託を推進し、児童養護施設等で養育される場合においても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援の充実を図ります。
- 子どもの権利擁護の取組みを推進します。

※代替養育…保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもを、里親等に委託し、または施設に入所させて養育すること。

子どもの命と権利を守るための取組みについて、ご意見等をお寄せください。

☎児童相談支援課(〒156-0043 松原6-3-5 ☎6304-7740 📠6304-7786)

### 3 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)(素案)

だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための計画です。

#### 計画の背景・課題

区では、区民、事業者、関係団体と協働して、社会の様々な障壁(バリア)をなくす施策を進め、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、全ての区民が可能な限り公平に社会参加し、自立できる生活環境の実現をめざし、まちづくりを進めてきました。

これまでの取組みに磨きをかけるとともに、少子高齢化に伴う働き手不足やICTの普及、大規模災害の発生など、新たな社会の変化による課題を踏まえ、移動等円滑化促進方針と推進計画の取組みを連携させながら、一体的なユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、地域共生社会の実現をめざしていくため、平成30年度(2018年度)に策定した「推進計画(第2期)後期」を見直し、「推進計画(第3期)」を策定します。

#### 計画に基づく主な取組み

- ①ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり  
●だれもが自由に移動でき、公平・平等に利用できるよう生活環境の整備を進め、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。
- ②ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用  
●だれもが公平・平等に情報を受け取り、サービスが利用できるよう、情報発信の手法の多様化を進め、取り残されることなく情報を取得し利用できるよう取り組みます。
- ③参加と協働でユニバーサルデザインのまちづくり  
●区民等の参加の場をより一層増やし、引き続きユニバーサルデザインの理解促進・普及啓発に取り組めます。
- 生活環境の整備にあたっては、多様なニーズを反映させるために、区民等との協働に取り組みます。

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための取組みについて、ご意見等をお寄せください。

☎都市デザイン課(〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7152 📠6432-7996)

### 4 世田谷区地域公共交通計画(素案)

誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通体系や交通サービスの確立をめざす計画です。

#### 計画の背景

区民・交通事業者・行政が協働して、さらなる公共交通不便地域対策の推進、公共交通ネットワークの確保・維持などに取り組んでいく必要があることから、現行の「交通まちづくり基本計画及び行動計画」が6年度末に期間満了を迎えることも踏まえ、「誰もが安全・安心・快適に移動できる世田谷」を基本方針として、新たに「世田谷区地域公共交通計画」を策定します。

#### 主な課題

- 路線バスが運行しやすい都市計画道路等の整備・南北方向の公共交通の強化
- 公共交通不便地域における交通弱者の移動手段の確保
- 交通渋滞解消、踏切の安全性向上、道路と鉄道の立体交差化、交通施設等のバリアフリー化
- 公共交通の担い手不足の解消

#### 目標と主な施策

- ①安全・安心な地域公共交通の実現に向けた取組み  
安全・安定輸送の確保、交通施設のバリアフリー化、心のバリアフリーの普及啓発等に取り組めます。
- ②持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組み  
交通ネットワークの確保・維持・拡充、公共交通の利用促進(モビリティ・マネジメント)、環境負荷の低減、公共交通不便地域対策の推進等に取り組めます。
- ③快適な地域公共交通の実現に向けた取組み  
交通結節機能の強化による乗継利便性の向上、情報通信技術を活用した分かりやすい情報提供の充実、快適な移動のための交通環境整備、新たな輸送サービスによる移動の選択肢の提供等に取り組めます。

誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通体系や交通サービスの確立に向けた取組みについて、ご意見等をお寄せください。

☎交通政策課(〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7946 📠6432-7991)

### 5 せたがやインクルーシブ教育ガイドライン(素案)

インクルーシブ教育を推進していくための教員向けのガイドラインです。

#### ガイドラインの背景

教育委員会では、多様性を尊重し、子どもと大人が対話を重ねながら、子ども自身が学び方や過ごし方を決めることを基本とした、共に学び、共に育つ質の高い教育の実現をめざしています。

共に学び、共に育つ、インクルーシブ教育に対する考え方や、推進していく上で必要となる知識や事例などをまとめ、学校現場と教員をサポートするガイドラインを策定します。

#### 基本理念

- 区では、様々な個性や背景、状況のある全ての子どもが同じ場で仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決め、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を推進していきます。
- 同じ場で共に学ぶ仲間が、様々な個性や背景をもっていることを理解し、相互理解と尊重が当たり前となるような子どもたち同士のつながりや学校の文化をつくっていきます。
- 教育委員会と学校は、全ての差別を取り除き、学校が相互理解と学び合いの場所であることを基本とし、大人側の「こうあるべき」というこれまでの観念を改めて見つめなおし、現在の制度の中で何ができるかを絶えず考えていきます。これまで進めてきた区の教育の知見を生かしつつ、住み慣れた環境の中で子どもたち一人一人が望む学びが行われるよう、できることから一歩ずつ前へ進めていきます。

#### 構成と主な内容

- ①インクルーシブ教育と世田谷区のめざす姿  
インクルーシブ教育の基礎知識と、インクルーシブ教育を推進する意味と意義について解説するとともに、区がめざすインクルーシブ教育の基本理念と、インクルーシブ教育を推進していくための5つの行動コンセプトを定めています。
- ②インクルーシブ教育実践ポイント  
ガイドラインを読んだ教員がインクルーシブ教育について理解し、不安なく取組みを推進できるよう、区内の学校での実践事例を掲載しています。
- ③ガイドラインの活用について  
学校や教員が場面ごとに応じて、積極的にインクルーシブ教育の推進や啓発ができるように、ガイドラインの活用事例をまとめています。

世田谷区の子どもたちへの教育における、共に学び、共に育つインクルーシブ教育の推進に向けて、ご意見等をお寄せください。

☎教育指導課(☎5432-2706 📠5432-3041)

共通事項	<b>素案閲覧場所</b>	区のホームページ(右記二次元コード)、各担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー・くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館
	<b>提出期限</b>	10月8日(必着)
	<b>提出方法</b>	●区のホームページ(右記二次元コード)から ●書面(書式自由)をファクシミリ、郵送または持参で各担当課へ
	<b>記入事項</b>	①ご意見・ご提案②住所または勤務先・通学先の所在地・名称③氏名④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地 ※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。 ※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、各担当課へご相談ください。
	<b>意見の公表</b>	1・3・4 7年3月 2・5 7年2月(いずれも予定)



区HPQ 7778